

令和7年度 個人情報保護制度の運用状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）による保有個人情報の開示請求、決定、審査請求など、令和7年度の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

1 個人情報ファイル簿の作成状況

- 県の機関は、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したものである「個人情報ファイル」（本人の数が1,000人未満のもの等を除く。）について、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目等を記載した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しています（法第75条第1項）。
- 令和7年度末現在で、308件の事務について作成し、公表しています。

【表1】個人情報ファイル簿の作成状況

（単位：件）

県の機関	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知事	165	167	168
教育委員会	102	102	102
公安委員会	0	0	0
警察本部長	21	21	23
選挙管理委員会	3	3	3
人事委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
病院事業管理者	13	12	12
計	304	305	308

2 個人情報開示請求の件数とその決定状況等

- 令和7年度の請求件数は162件（対前年度比149%）、決定件数（文書件数）は503件（対前年度比196%）でした。これは、知事部局、教育委員会及び警察本部において、請求件数及び決定件数（文書件数）が増加したことによるものです。

【表2】開示請求の件数とその決定状況等

（単位：件）

県の機関	請求件数	決定件数 (文書件数)	決定状況等					取下げ
			開示	部分開示	不開示			
					全部不開示	文書不存在	形式上の不備等	
知事	45	77	32	38		2		5
教育委員会	14	68	25	41		1		1
公安委員会								
警察本部長	103	358		348	7	3		
選挙管理委員会								
人事委員会								
監査委員								
労働委員会								
収用委員会								
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
病院事業管理者								
令和7年度計	162	503	57	427	7	6		6
令和6年度計	109	257	21	214	2	20		
令和5年度計	109	222	29	178	1	12		2

3 訂正請求の件数と決定状況

- 開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について事実の誤りがある場合は、訂正請求をすることができます（法第90条）。
- 令和7年度の訂正請求は、1件でした。

【表3】訂正請求の件数及び決定状況

（単位：件）

年度	実施機関	請求件数	決定状況		調査中
			訂正	不訂正	
令和7年度	教育委員会	1（※）			
令和6年度					
令和5年度					

※表中の請求件数1件は、取下げを行ったものである。

4 利用停止請求の件数と決定状況

- 開示を受けた自己を本人とする個人情報について、不適正に取り扱われている場合は、利用停止請求をすることができます（法第98条）。
- 令和7年度の利用停止請求は、0件でした。

【表4】利用停止請求の件数及び決定状況 (単位：件)

年 度	実施機関	請求件数	決 定 状 況		調査中
			利用停止	利用不停止	
令和7年度					
令和6年度					
令和5年度					

5 審査請求の件数と審議会における処理状況

- 開示請求等に対する決定について不服がある者は、行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 令和7年度の審査請求の件数は、1件でした。

【表5】審査請求の件数と審議会における処理状況 (単位：件)

年 度	審査請求件数	答申件数	答 申 内 容			却下 又は 取下げ	審理中 (年度末 現在)
			諮問庁の判断 は妥当でない	諮問庁の判断 は一部妥当でない	諮問庁の判断 は妥当である		
令和7年度	1	1			1		
令和6年度							
令和5年度	1					1	

注 最近の答申については、行政不服審査法第79条の規定に基づき、県ホームページにその概要を公表しています。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kocho/kojinjoho/shingikai/tousin.html>)